

工事における「品質管理中間検査」の導入について

NEXCO中日本は、平成20年4月から工事における「品質管理中間検査」を導入しました。

1. 背景

平成17年4月1日から「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行され、公共工事の品質確保の促進が図られることになり、発注者としても工事の品質確保が重要な課題となっています。

当社においては、従前より工事の品質を確保するための取組みとして品質管理巡回指導を実施してきました。より一層の検査体制の強化を図るため、平成19年7月に支社に事業部から独立させた技術検査部を設置したところですが、この度、平成20年度の工事から「しゅん功検査」に加えて工事施工途中における「品質管理中間検査」を導入しましたのでお知らせします。

2. 品質管理中間検査の概要

- ・ 品質管理中間検査の検査員を現場に派遣
- ・ 原則として支社発注かつ工期12ヶ月以上の工事に1回以上実施
- ・ 低入札工事は原則として2回以上実施
- ・ 抜き打ち検査も可とする
- ・ 施工管理、品質管理、出来形、出来ばえについて検査
- ・ 検査結果は工事成績評定の一部として評価

3. 平成20年度の品質管理中間検査の対象件数（予定）

支 社	対象工事件数（予定）
横浜支社	約100件
名古屋支社	約70件
八王子支社	約10件
金沢支社	約20件

以 上